

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引 春日部市

日頃より、市政にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。償却資産とは主に事業のために用いる資産を指し、春日部市内で事業をされている方は、毎年1月1日現在の春日部市内にある償却資産の状況について、ご申告いただく必要があります。(地方税法第383条)

つきましては、お手数をおかけしますが、令和6年1月1日現在の春日部市内の償却資産の状況について、申告書を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

申告が必要な方

償却資産の申告が必要な方は、令和6年1月1日現在春日部市内において、事業を営んでいる法人及び個人です。なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

申告にあたっては、次の表の区分により○印の付いている書類を提出してください。

申告内容	申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	備考
増減なし	○		申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「2 昨年の申告資産に増減なし」に○を付けてください。
資産なし	○		申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「3 該当する資産なし」に○を付けてください。
増加資産あり	○	○	申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「1 増加減少資産あり」に○をつけて、種類別明細書に「増加資産」を記入してください。
減少資産あり	○	○	申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「1 増加減少資産あり」に○をつけて、種類別明細書の減少した資産に赤線を引いてください。
廃業・解散・転出	○		申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「4 廃業・解散・転出等」のいずれかに○を付け、年月日を記入してください。
初めて申告する方	○	○	申告書右下「18 備考(添付書類等)」の「5 本年度初めて申告される方」に○をつけて、令和6年1月1日現在所有する全資産を種類別明細書に記入してください。

申告期限 令和6年1月31日(水)

期限間近は窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。

申告書の提出・お問い合わせ先

春日部市役所 資産税課 償却資産担当

〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

☎048(736)1111(代表) 内線 2354, 2357

※庁舎移転により令和6年1月4日から住所が、「〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1」に変更になります。

目 次

I 償却資産とは	
(1) 償却資産とは	2
(2) 資産の種類ごとの主な償却資産	2
(3) 家屋と償却資産の区分	2
II 償却資産の申告	
(1) 申告対象となる資産	4
(2) 申告対象外となる資産	5
(3) 業種別の主な償却資産	6
(4) 耐用年数	6
(5) 国税の取扱いとの比較	8
(6) リース資産	8
III 償却資産の評価	
(1) 評価額の計算方法	9
(2) 価格の決定	10
(3) 税額の計算方法	10
IV 償却資産申告書の記入例	
(1) 初めて申告される方	11
(2) 前年度以前に申告された方	13
V その他	
(1) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	15
(2) 申告内容の確認調査	15

申告の方法

申告書の提出方法については、主に3種類の方法があります。

(1) 市役所が発行する申告書を利用した申告（窓口または郵送にて提出）

毎年12月ごろに市から送付される申告書を利用して、前年中に増加または減少した資産を申告いただく方法です。評価額等の計算は市が行います。令和5年度の償却資産の申告をeLTAX(地方税ポータルシステム)で行われた方には令和6年度分の申告書を送付しておりませんので、必要な場合は資産税課へご連絡ください。

(2) 自社様式の申告書を利用した申告(電算処理)（窓口または郵送にて提出）

春日部市から送付した申告書を使用せずに、会社独自のシステムにより作成した申告書を利用して申告いただく方法です。この申告方式を利用される場合は賦課期日(1月1日)現在所有している春日部市内の全ての資産について、事業者において評価額等を計算したうえで申告をお願いします。

(3) eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した申告（申告データを送信）

eLTAX(地方税ポータルシステム)により申告データを送信していただく方法です。送信された申告データはポータルセンターを通じて春日部市に配信されます。

申告データ等の作成など利用方法の詳細については、地方税共同機構へ直接お問い合わせください。

<eLTAX利用に関するお問い合わせ先>

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話番号 0570-081459（左記の番号でつながらない場合は03-5521-0019）

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝休日、年末年始を除く）

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」です。

その中でも、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものを指します。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

申告の対象となる資産の詳細は、4ページをご覧ください。

(2) 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物	構内や駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
	構築物 建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、特定の生産又は業務用に供されるものや、受変電設備、中央監視装置等の独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体ではないもの 2 <u>テナントとして賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備</u>
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、太陽光発電装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」の車両）、台車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等を除く。）
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、テレビ、パソコン、看板、金型、測定工具、理容及び美容機器、プリンター、ルームエアコン(ビルトインタイプのものを除く)、金庫、レジスター、医療機器、自動販売機等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産に区分されるものは申告が必要です。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として扱いますので申告が必要です。詳細は3ページの<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。

家屋と設備の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

<償却資産と家屋の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天上仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○				◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
	駐車場設備	機械式駐車場(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等			◎	◎	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎	◎	

Ⅱ 償却資産の申告

(1) 申告対象となる資産

令和6年1月1日現在において事業の用に供することができる資産のうち、次の(A)(B)の要件を満たすものです。

(A)土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、必要な経費又は損金(減価償却)の対象となる資産

※土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

エ 償却済資産(減価償却が終わった資産)

オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)

キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費の特例)又は第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の適用により即時償却した資産

(B)耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組当り)が10万円以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<u>申告対象</u>
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>	
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<u>申告対象</u>
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<u>申告対象</u>
20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>		

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。春日部市が行っております償却資産にかかる税務調査でも申告漏れが多くみられるものになりますのでご注意ください。

(2) 申告対象外となる資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの(例:小型フォーク・リフト等)

取り外しが可能でも自動車と一体となって効用を発揮するもの(ドライブレコーダー、デジタコメーター等)

イ 無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、実用新案権等)

ウ 繰延資産(例:開業費、創業費、開発費)

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)

・取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2の第1項に規定するリース資産(所有権移転外リース及び所有権移転リース)で20万円未満のもの

※自動車の取り扱い

大型特殊自動車は償却資産としての申告が必要になります。小型特殊自動車については固定資産税において申告は不要ですが、軽自動車税の申告(登録)が必要となります。分類方法は下記のとおりです。

〈道路運送車両法施行規則第2条別表第1より〉

自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要否
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車、アスファルト・フィニツシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 【償却資産の申告が必要】 ①車両の長さ4.7mを超える ②車両の幅 1.7mを超える ③車両の高さ2.8mを超える ④最高速度15km/hを超える 全てに該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため 【軽自動車税の申告が必要】
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/h以上であれば 【償却資産の申告が必要】
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。 【償却資産の申告が必要】

※小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の課税対象です

小型特殊自動車を所有している場合は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の申告(登録)が必要です。

(3) 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。○内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	事務机・椅子⑮、応接セット⑧、コピー機⑤、ルームエアコン(ビルトインタイプのを除く)⑥、パソコン④、LAN 配線⑩、レジスター⑤、防犯カメラ⑥、看板(金属製⑳その他⑩)、受変電設備⑮、蓄電池設備⑥、給排水設備⑮、舗装路面(⑩又は⑮)、フェンス⑩、緑化施設(植木等)⑳、その他
飲 食 業	食卓⑤、椅子⑤、厨房用品⑤、カラオケ⑤、冷蔵庫⑥、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機⑬、脱水機⑬、ドライ機⑬、プレス⑬、給排水設備⑮、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機⑨、肉切断機⑨、挽肉機⑨、電子秤⑤、冷蔵ストッカー④、陳列ケース(⑥又は⑧)、冷蔵庫⑥、自動販売機⑤、その他
加 工 修 理 業	旋盤⑩、ボール盤⑩、フライス盤⑩、プレス(⑩又は⑮)、圧縮機(⑩又は⑮)、測定工具⑤、検査工具⑤、工業用水道⑮、その他
医 (歯) 業	レントゲン機器⑥、調剤機器⑥、ファイバースコープ⑥、消毒殺菌用機器④、手術機器⑤、歯科診療ユニット⑦、その他
不 動 産 貸 付 業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分⑩、ゴミ置場⑦、街灯⑩、側溝⑮、金属造の塀⑩、コンクリート造の塀⑮、自転車置場⑩、郵便受け・宅配ボックス⑩、アスファルト舗装⑩、コンクリート舗装⑮、ルームエアコン(ビルトインタイプのを除く)⑥、太陽光発電設備⑰、その他
農 業	構築物に該当するビニールハウス (主として金属造⑭、主として木造⑤、その他⑧)、 構築物に非該当のビニールハウス(主として金属造⑩、その他⑤)、 農耕用車両(小型特殊車両を除く)⑦、農業用機械設備⑦、農業用器具⑦、 その他

(4) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。
耐用年数には、次の 3 種類があります。

- ① 法定耐用年数・・・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数をご覧ください。
基本的に、この耐用年数により申告してください。
- ② 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数
- ③ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

耐用年数表(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2より抜粋)

【構築物】 ①構築物 ②建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
①舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れん敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3
①広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
①緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
②電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
②給排水又は衛生設備及びガス設備		15
②冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
	その他のもの	15
②昇降機設備	エスカレーター	15
	エレベーター	17
②消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
②エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
②アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
②店用簡易装備		3
②可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
②前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

【器具・備品】

構造又は用途	細目	耐用年数	
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品	・事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	- 15 8	
	・応接セット 接客業用のもの その他のもの	- 5 8	
	・ベッド	8	
	・児童用机、いす	5	
	・陳列棚、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの	- 6 8	
	・その他の家具 接客業のもの	5	
	・その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	- 15 8	
	・ラジオテレビテープレコーダー及びその他音響機器	5	
	・冷房用・暖房用機器	6	
	・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気ガス機器	6	
	・氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー (電気式のものを除く)	4	
	事務機器、通信機器	・電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く) その他のもの	- 4 5
		・複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		・その他事務機器	5
		・ファクシミリ	5
・インターホン及び放送用設備		6	
・電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの		- 6 10	
看板・広告器具		・看板、ネオンサイン、気球	3
	・マネキン人形、模型	2	
	・その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	- 10 5	
理容・美容機器		5	
娯楽、スポーツ器具、興行、演劇用具	・パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2	

【機械及び装置】

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
農業用設備	7
総合工事業用設備	6
道路貨物運送業用設備	12
倉庫業用設備	12
運輸に附帯するサービス業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業・理容業・美容業又は浴場業用設備	13
その他生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15

(5) 国税の取扱いとの比較

固定資産税(償却資産)と国税(法人税、所得税)では、取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項 目	国税(法人税、所得税)の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年(賦課期日制度(1月1日))
減 価 償 却 の 方 法	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 【平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日取得】 定率法、定額法の選択制度 【平成 28 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法 (減価率は 9 ページの表を使用します) ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半年償却(1/2)
圧縮記帳・即時償却 特別償却・割増償却	認められます	認められません
増 加 償 却 耐用年数の短縮※	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の 5/100
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か 取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)	一時損金又は必要な経費に算入した ものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却 した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価額が20万円 未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)	3年間で損金又は必要な経費に算入 したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却 した場合は課税対象)
中小企業等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2、第67条の 5、旧租税特別措置法第67条の8ほか)	課税対象になります
改良費(資本的支出)	原則区分評価、一部合算も可	区分評価

※耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度のことです。

(6) リース資産

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方(貸主)が申告する場合と、実際に資産を借りて使用している方(借主)が申告場合があります。

リース契約の内容	申告者
通常の賃貸借契約によるリース(所有権移転外リース) (リース期間終了後、貸主に返却)	貸主
譲渡条件付き契約によるリース(所有権移転リース) (リース期間満了後、借主の所有になる)	借主

Ⅲ 償却資産の評価

(1) 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額

イ 前年前に取得のもの 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
1				21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944

[例えば] 取得価額 250,000 円、取得時期令和 5 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率……0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率……0.562)

(評価の第 1 年度) 令和 6 年度 250,000 円×0.781=195,250 円

(評価の第 2 年度) 令和 7 年度 195,250 円×0.562=109,730 円

(評価の第 3 年度) 令和 8 年度 109,730 円×0.562= 61,668 円

(評価の第 4 年度) 令和 9 年度 61,668 円×0.562= 34,657 円

(評価の第 5 年度) 令和 10 年度 34,657 円×0.562= 19,477 円

(評価の第 6 年度) 令和 11 年度 19,477 円×0.562= 10,946 円<12,500 円(取得価額 250,000 円の 5%)

令和 11 年度で算出額が取得価額の 5%(12,500 円)より小さくなりますので、令和 11 年度以降は 12,500 円で評価されます。

(2) 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、その価格等を償却資産課税台帳に登録しその旨を公示します。

(3) 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額 ※} \\ \hline \text{(1,000 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

※課税標準額とは、春日部市内に所有する償却資産の評価額を全て合計したものです。

課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。

《計算例 令和6年度分の税額を算出する場合》

※減価残存率は9ページをご覧ください

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率		令和6年度 評価額
				前年中取得	前年前取得	
パソコン	令和4年1月	250,000円	4年	0.781	0.562	250,000円×0.781= <u>195,250</u> 円(1年目) (取得価額) (令和5年度評価額) <u>195,250</u> 円×0.562= <u>109,730</u> 円(2年目) (前年度評価額) (令和6年度評価額)
舗装路面 (アスファルト)	令和5年10月	1,500,000円	10年	0.897	0.794	1,500,000円×0.897= <u>1,345,500</u> 円(1年目) (取得価額) (令和6年度評価額)
ルームエアコン	令和3年7月	200,000円	6年	0.840	0.681	200,000円×0.840= <u>168,000</u> 円(1年目) (取得価額) (令和4年度評価額) <u>168,000</u> 円×0.681= <u>114,408</u> 円(2年目) (前年度評価額) (令和5年度評価額) <u>114,408</u> 円×0.681= <u>77,911</u> 円(3年目) (前年度評価額) (令和6年度評価額)
令和6年度の 評価額の合計						1,533,141円

① 評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

② 1,000円未満を切り捨て、税率1.4%をかけます。1,533,000円×1.4%=21,462円

③ 100円未満を切り捨てます。21,462円 → **21,400円(税額)**

IV 償却資産申告書の記入

令和6年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

受付印

令和6年〇〇月△△日

春日部市長宛

納税義務者番号

所有者	1 住所 (フリガナ) 又は 納税通知書送付先	〒 344-xxxx 春日部市xx町xx丁目xx番 法人の場合は、本店の所在地を記入してください。 (電話 048-xxxx-xxxx)			3 個人番号又は法人番号	123456789000	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無
	2 氏名 (フリガナ) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	法人の場合は、法人の名称と代表者名を記入してください。 かすかべ たらう 春日部 太郎 様 (屋号 かすかべ屋)			4 事業種目 (資本金等の金額)	不動産賃貸、管理業 (300万 円)	9 増加償却の届出	有・ <input type="radio"/> 無
				5 事業開始年 月	令和5年6月	10 非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無	
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	春日部 花子 (電話 048-xxxx-xxxx)	11 課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無	
				7 税理士等の氏名	庄和 次郎 (電話 048-xxxx-xxxx)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無	
						13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
						14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
資産の種類	取得価額							
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)				
1 構築物					15 春日部市内における事業所等資産の所在地		① 春日部市xx町xx丁目xx番 ② 春日部市xx町〇〇丁目〇〇番 住所と資産所在地が同一の場合も含めて市内全ての資産所在地を記入してください。	
2 機械及び装置			9,000,000	9,000,000	16 借用資産 (有・無)		貸主の名称等 〇〇リース(株) TEL03-〇〇-xxxx 東京都港区三丁目〇番	
3 船舶					17 事業所用家屋の所有区分		自己所有・ <input checked="" type="radio"/> 借家	
4 航空機					18 備考(添付書類等) 資産の増減等(該当する番号に〇印を付けてください。) 1 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください。) 2 昨年の申告資産に増減なし 3 該当する資産なし 4 廃業・解散・転出等(年 月 日) 5 本年度初めて申告される方(別紙種類別明細書を作成してください。) ※ 自社申告書を使用する場合でも、この申告書を必ず同封してください。			
5 車両及び運搬具			973,350	973,350				
6 工具・器具及び備品					* 有の場合は、貸主(リース会社等)の名称を記入してください。			
7 合計			9,973,350	9,973,350				
資産の種類	評価額 (ホ)	* 決定価格 (ヘ)	* 課税標準額 (ト)					
1 構築物								
2 機械及び装置								
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具・器具及び備品								
7 合計								

(1) 初めて申告される方(申告書に氏名等が印字されていない場合)の記入方法

*は記入不要です。ただし、電算処理により申告をする場合はご記入ください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度

納税義務者番号

【取得年月】資産を取得した年月を記入してください。年号は、昭和=3、平成=4、令和=5とします。

【耐用年数】法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

所有者名

春日部 太郎

1 枚目

行番号	資産種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額			課税標準の特例		課税標準額			増加事由	摘要
					年号	年	月				十億	百万	千	円	率	コード	十億	百万		
01	1		太陽光発電設備	1	5	5	5	4,000,000	17									①2 ③4		
02	2		自動旋盤	1	5	5	4	5,000,000	10									①2 ③4	法附則第〇条(〇〇)	
03	6		看板	1	5	5	5	973,350	10									①2 ③4		
04																				
05																				
06																				
19																				
20																		12 34		
小計				3				9,973,350												

【減価残存率】、【価額】、【課税標準の特例】及び【課税標準額】は記入の必要がありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う事業所は記入してください。

【摘要】課税標準の特例、非課税に該当する場合、その適用条項等を記入してください。

【増加事由】資産が増加したことについて、該当する番号に〇印を付けてください。
1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他

【資産種類】以下の数字で記入してください。
「1 構築物」
「2 機械及び装置」
「3 船舶」
「4 航空機」
「5 車両及び運搬具」
「6 工具・器具及び備品」

【取得価額】資産の取得価額を記入してください。償却資産の取得価額は、原則として国税（法人税、所得税）の取扱いの例によって算定します。

【資産の名称等】資産の名称等を記入してください。

太線内は、必ず記入が必要です!!(資産コードは記入不要です。)

初めて申告される方(資産内容が印字されていない場合)の記入方法

印字している住所、氏名に変更がある場合は二重線で訂正し、余白に正しい内容を記入してください。

令和6年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

受付印

令和6年〇〇月△△日

春日部市長宛

納税義務者番号

123123 × × ×

所 有 者	1 住所 <small>(フリガナ)</small> 〒 344-xxxx 春日部市xx町xx丁目xx番 <small>又は 納税通知書送付先</small> <small>法人の場合は、本店の所在地を記入してください。 (電話 048-xxxx-xxxx)</small>	3 個人番号又は法人番号 1234567890000	8 短縮耐用年数の承認 有・ <input type="radio"/> 無
	2 氏名 <small>(フリガナ)</small> 法人の場合は、法人の名称と代表者名を記入してください。 (株)春日部償却ロボテック かすかべ たろう 代表取締役 春日部 太郎 様 <small>法人にあってはその名称及び代表者の氏名</small> (屋号)	4 事業種目 <small>(資本金等の金額)</small> 機械製造業 (3,000万 円)	9 増加償却の届出 有・ <input type="radio"/> 無
		5 事業開始年 月 平成4年6月	11 課税標準の特例 有・ <input type="radio"/> 無
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 春日部 花子 <small>(電話 048-xxxx-△△△△)</small>	12 特別償却又は圧縮記帳 有・ <input type="radio"/> 無
		7 税理士等の氏名 庄和 次郎 <small>(電話 048-xxxx-△△〇〇)</small>	13 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 有・無
			14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 有・無

資産の種類	取 得 価 額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 春日部市内における事業所等資産の所在地 ① 春日部市xx町xx丁目xx番 ② 春日部市xx町〇〇丁目〇〇番 <small>住所と資産所在地が同一の場合も含めて市内全ての資産所在地を記入してください。</small>
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
1 構築物	10億 百万 千 円	10億 百万 千 円	10億 百万 千 円	10億 百万 千 円	1 300 000	16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 貸主の名称等 〇〇リース(株) TEL03-〇〇-xxxx 東京都港区三丁目〇番
2 機械及び装置	4 000 000		5 000 000	9 000 000		
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具・器具及び備品	1 463 350	490 000		973 350		
7 合計	5 463 350	490 000	6 300 000	11 273 350	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・ <input type="radio"/> 借家	

資産の種類	評価額 (ホ)	* 決定価格 (ヘ)	* 課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等) 資産の増減等(該当する番号に〇印を付けてください。) ① 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください。) 2 昨年の申告資産に増減なし 3 該当する資産なし 4 廃業・解散・転出等(年 月 日) 5 本年度初めて申告される方(別紙種類別明細書を作成してください。) ※ 自社申告書を使用する場合でも、この申告書を必ず同封してください。
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
1 構築物				① 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください。) 2 昨年の申告資産に増減なし 3 該当する資産なし 4 廃業・解散・転出等(年 月 日) 5 本年度初めて申告される方(別紙種類別明細書を作成してください。) ※ 自社申告書を使用する場合でも、この申告書を必ず同封してください。
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品				
7 合計				

*は記入不要です。ただし、電算処理により申告をする場合はご記入ください。

(2) 前年度以前に申告された方(申告書に氏名等が印字されている場合)の記入

「償却資産申告書」右上の納税義務者番号を転記してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度 納税義務者番号		【取得年月】資産を取得した年月を記入してください。年号は、昭和=3、平成=4、令和=5とします。				【耐用年数】 法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。		所有者名 (株)春日部償却ロボテック		1 枚目				
行番号	資産種類 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
				年号	年 月					率	コード			
01	1	太陽光発電設備	1	4	29	5	4,000,000	17					12 34	
02	6	パソコン	1	5	1	9	490,000	4					12 34	R5.3除去
03	6	看板	1	5	5	7	973,350	10					12 34	新規
04	1	受変電設備	1	5	4	4	1,300,000	15					12 34	申告もれ
05	2	自動旋盤	1	5	5	4	5,000,000	10					①2 34	法附則第〇条(〇〇〇)
06													12 3	
計			4				11,273,350							

【減価残存率】、【価額】、【課税標準の特例】及び【課税標準額】は記入の必要がありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う事業所は記入してください。

【取得価額】資産の取得価額を記入してください。
償却資産の取得価額は、原則として国税(法人税、所得税)の取扱いの例によって算定します。

【摘要】
課税標準の特例、非課税に該当する場合、その適用条項等を記入してください。

【資産の減少】資産が減少した場合、赤線で抹消し、摘要欄にその年月と理由を記入してください。

【資産の名称等】
資産の名称等を記入してください。

【増加事由】
資産が増加したことについて、該当する番号に〇印を付けてください。
1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他

- 【資産種類】
以下の数字で記入してください。
- 「1 構築物」
 - 「2 機械及び装置」
 - 「3 船舶」
 - 「4 航空機」
 - 「5 車両及び運搬具」
 - 「6 工具・器具及び備品」

前年度以前に申告された方(資産内容等が印字されている場合)の記入方法

太線内は、必ず記入が必要です!!(資産コードは記入不要です。)

V その他

(1) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び春日部市税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足分に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

(2) 申告内容の確認調査

春日部市では申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査等に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく、5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

///お知らせ///

○提出する償却資産申告書は、押印が不要となりました。

なお、押印欄のある申告書をご利用いただく場合も、押印は不要です。

○申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いいたします。

○ eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告が行えます。

詳細は、eLTAX(エルタックス)ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。電話によるeLTAXの問い合わせ先は

☎0570-081459 です。

宛名ラベルとしてご利用ください。

・移転前(R6.1.3 に発送)

・移転

後(R6.1.4 以降に発送)



〒344-8577
春日部市中央六丁目 2 番地

春日部市役所 資産税課

償却資産担当 あて

〒344-8577
春日部市中央七丁目 2 番地 1

春日部市役所 資産税課

償却資産担当 あて